

02 どのように採用すればいいの？

公共職業安定所(ハローワーク)に求人票を出す、民間企業の求人サイトを利用するなど一般的と言えますが、職場定着率が低いというケースもあります。就職を希望する方を支援する就労移行支援機関や特別支援学校などと連携を図ったり、障がい者雇用の専門支援機関(障害者就業・生活支援センターや障害者職業センター)を活用したりすることで、障がいのある方を円滑に受け入れることができます。

障がいのある方を採用するための、主なルートと支援機関

Route 01 教育・職業訓練機関



特別支援学校 障害者職業能力開発校



Route 02 紹介機関



公共職業安定所(ハローワーク) 民間企業のWeb・人材紹介



Route 03 訓練機関

就労移行支援事業所など

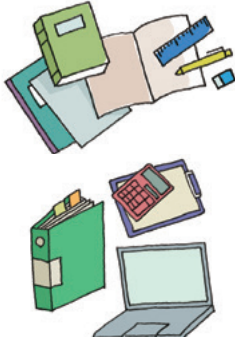


専門支援機関

障害者就業・生活支援センター
北海道障害者職業センター
※事業主と障がいのある方の双方を支援する機関




Route 01 教育・職業訓練機関



▶ **特別支援学校**
視覚・聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者などに対して教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を身につける教育機関です。企業への体験実習を2年、3年次に実施することも多いです。

▶ **障害者職業能力開発校**
障がいのある方が就職に必要な知識、技能、技術を習得して職業的に自立し、生活の安定と地位向上を図ることを目的とした施設です。事務系のスキルからCADなどまで幅広く対応しています。全国各地にあり、その中央機関(障害者職業能力開発校)は国立職業リハビリテーションセンターとなっています。


Route 02 紹介機関



▶ **公共職業安定所(ハローワーク)**
障がい者雇用の70%近くは公共職業安定所経由で、障がい者雇用のもっとも代表的な採用ルートです。合同説明会などを定期的に開催しています。


▶ **民間企業のWeb・人材紹介**
障がい者雇用に特化したWeb求人サイトや人材紹介会社です。一般の採用と同じように利用することができます。

Route 03 訓練機関



▶ **就労移行支援事業所**
障がいのある方が2年間で就職に必要なスキルを身につけるための施設です。通所型で日々訓練の様子を見ているため、障がいの状態や人柄などを把握することが可能です。知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じて障がいのある方にあった職場への就労支援を行います。

専門支援機関



▶ **障害者就業・生活支援センター**
雇用および福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者などが協力して就業面および生活面の一体的な支援を行う機関です。総合相談窓口的な役割を担うことが多いです。

▶ **北海道障害者職業センター**
公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどと連携しながら、就職を目指す障がいのある方、障がい者雇用を検討・雇用している事業主の方、支援関係機関の方に対して、支援・サービスを提供している機関です。

※その他、市町村において個別に総合的な支援機関を行っている場合もあります。詳しくは最寄の市町村へお問い合わせください。

03 雇用する前に 準備しよう!

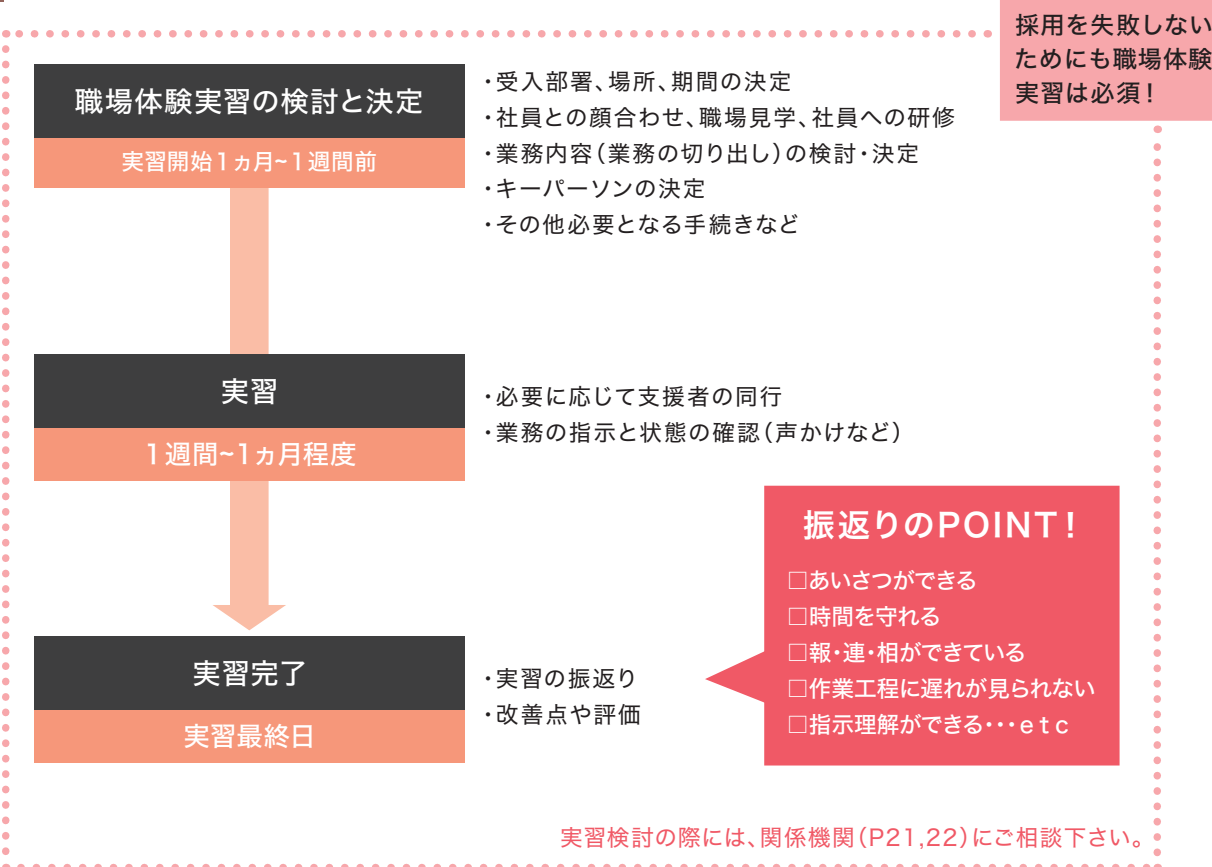
職場体験実習とは、障がいのある方を一定期間職場に受け入れ、社員が障がいのある方への理解を深めるとともに、雇用にあたって適性があるかを確認し、課題と改善策などを検討していく場です。障がいのある方にとっても「自分はこの仕事に向いている・向いていない」といった発見の場にもなります。

トライアル雇用

ハローワークではトライアル雇用という制度があります。トライアル雇用とは、ハローワークの紹介によって雇用を希望する障がいのある方を短期間の試用期間を設けて雇用し、職場に適性があるかどうか判断した後、企業と雇用希望者の双方が合意すれば本採用が決まるという制度です。制度のため奨励金が支給され、通常の採用に比べて人件費が抑えられるメリットがあります。実施にはさまざまな条件やルールが定められていますので、詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい。

障がい者雇用にはさまざまな助成制度があります。詳しくは厚生労働省のホームページ等をご確認下さい。

職場体験実習の標準的な流れ



主な職場体験実習内容

事務系	電話対応業務／書類発送作業／照合業務／データ入力／イベント受付対応／人事業務アシスタント／イベント資料準備／ラベル貼り／リサーチ業務など
飲食店	開店前の仕込み作業／店内開店準備／清掃／荷受け業務など
小売業	清掃／陳列・商品補充／品出し／検品／バックヤードでの商品袋詰め／倉庫内での商品整理／棚卸しなど
倉庫・物流	ピッキング／タグ付け／梱包／空き箱回収／商品整理など
介護施設	介護補助／清掃／調理補助／話し相手／洗濯／データ入力など
製造業	ラインでの軽作業／事務業務全般／清掃／タイムカード／残業管理など
その他	図書館での図書整理／ガソリンスタンドでの洗車／給湯室での食器洗いなど

主な実習体験者の感想

※プライバシー保護のため、一部の文章について事実を再構成しています。

Aさん
接客販売
(店舗内業務)

和菓子屋さんでの実習は、今までお客さんとして見てきたこと以外に開店時間前の業務やバックヤードでの作業、お店に立つときの立ち振る舞いや表情の大切さなど多くのことを学びました。一度に多くのことを覚えられない私にとって、すぐメモをとる習慣がいかに大切かを知ることができました。

Bさん
清掃
(オフィス内での掃除機・モップがけ)

実習では、想像していたよりも時間を意識して動く必要があることを知りました。これまではコミュニケーションに苦手意識もありましたが、チーム内での報・連・相によって全体の業務がうまくいくことを実感し、これからは細かな声かけをしながら頑張ろうと思います。

Cさん
事務作業
(データ入力・伝票整理)

実習を通じ、事務作業では伝票を仕分ける際の正確さと、スピードを意識することを学ぶことができました。事務はもともと検討していない仕事でしたが、実習をしてみたら意外と楽しく、実習先から評価もされて適性があることに気づきました。

04 入社後の フォローも重要!

「障がいのある方を雇用してもすぐに辞めてしまう」など、すでに採用を経験された方の中にはそのような不安を抱える方も多いと思います。事実、入社後に職場への定着支援をしなければ障がいのある方はうまく職場に馴染めず、辞めてしまうケースもあります。ハローワーク経由で就職した方の12ヵ月後の職場定着率を比較したところ、定着支援を受けていた方のほうが、明らかに定着率が高いことが分かりました。

定着支援の有無と定着率

就職者の定着状況(就職後12ヵ月時点)について、以下のような統計が出ています。定着支援を実施した群(①②)の方が、実施しなかった群(③④⑤)より定着率が高いことが分かり、障がい者の就労継続においていかに定着支援が重要かということを物語っています。

	求人の種類		障がいについて		定着支援		定着率
	障がい者	一般	開示	非開示	あり	なし	
①	○		○		○		70%
②		○	○		○		64%
③	○		○			○	51%
④		○	○			○	28%
⑤		○		○		○	23%

※障害者職業総合センター研究部門(研修開発レポート)
「働く広場2010.12 精神障がい者の雇用促進のための就業状況等に関する調査研修(一)」より

※平成20年～21年、962人に対し調査を実施

定着支援とは

定着支援とは、入社後に障がいのある方が安心して職場で力を発揮し、長く働けるようになるために、就労移行支援事業所や支援機関、企業、ご家族と連携をとりながら支援していくことです。定着支援を行うことは、障がいのある方と企業双方に大きなメリットがあります。

ご本人の状況によって支援機関などがついていない場合もありますので、定着支援の方法はさまざまです。大切なのは、採用した企業の方が入社後にその方とどう向き合うか、ということです。

主な職場への定着支援の流れ(支援機関がついているケース)

入社まで

障がいのある方、企業、支援機関などにおいて随時面談を実施していきます。面談では、入社後ご本人の職業的な自立と職場内のサポート体制作りに向けて、目標設定を行い、ご本人が取り組む業務内容や、支援機関が関わるサポート内容について検討し、入社後の安定した就労に向けて準備を進めます。

入社直後

企業とご本人の円滑なコミュニケーションが行えるようになるため、また不安などを解決するために、支援機関などによる職場訪問や、必要に応じて面接やアドバイスを行っていきます。支援機関などから、ご本人に対する業務指示の仕方や必要な環境設定などの改善策を提案しつつ、職場の皆様がご本人を主体的にサポートできるような体制づくりを目指していきます。

入社数ヵ月～半年

障がいのある方の職場における業務の自立度も高まり、職場の皆様においてもご本人を自然にサポートできる環境が概ね整う時期となります。大切なのは、支援機関などがいなくても、ご本人が働き続けられるようになることです。そのためにも職場の周囲の方の理解や適切なサポート、ご本人自らの努力で職場に慣れていくことを目指すことが大切です。

1年後

特に大きな変化がなければご本人も継続して取り組み、職場内でも随時サポートできる環境で継続雇用されている時期です。もし、体調や環境の変化、関わり方で困ったことがありましたら、支援機関などへご相談下さい。

05 障がい者雇用に関する 主な相談先

障がいのある方の雇用について相談する際は、お近くの関係機関にお問い合わせください。

道内の公共職業安定所(ハローワーク)[抜粋]

※詳しくは北海道労働局ホームページをご覧ください。

名称	郵便番号	所在地	電話番号
札幌	064-8609	札幌市中央区南10条西14丁目	011-562-0101
札幌東	062-8609	札幌市豊平区月寒東1条3-2-10	011-853-0101
札幌北	065-8609	札幌市東区北16条東4-3-1	011-743-8609
函館	040-8609	函館市新川町26-6 函館地方合同庁舎分庁舎	0138-26-0735
小樽	047-8609	小樽市色内1-10-15	0134-32-8689
旭川	070-0902	旭川市春光町10-58	0166-51-0176
帯広	080-8609	帯広市西5条南5-2	0155-23-8296
岩見沢	068-8609	岩見沢市五条東15 岩見沢地方合同庁舎	0126-22-3450
北見	090-0018	北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎	0157-23-6251
滝川	073-0023	滝川市緑町2-5-1	0125-22-3416
釧路	085-0832	釧路市富士見3-2-3	0154-41-1201
室蘭	051-0022	室蘭市海岸町1-20-28	0143-22-8689
苫小牧	053-8609	苫小牧市港町1-6-15 苫小牧港湾合同庁舎	0144-32-5221
名寄	096-8609	名寄市西5条南10丁目	01654-2-4326
留萌	077-0048	留萌市大町2-12 留萌地方合同庁舎	0164-42-0388
稚内	097-8609	稚内市末広4-1-25	0162-34-1120
根室	087-8609	根室市弥栄町1-18 根室地方合同庁舎4F	0153-23-2161

所管 厚生労働省
北海道労働局 職業安定部 職業対策課 TEL:011-709-2311(代)

障害者就業・生活支援センター

名称	郵便番号	所在地	電話番号
札幌障がい者 就業・生活支援センター たすく	060-0807	札幌市北区北7条西1-1-18 丸増ビル301号室	011-728-2000
小樽後志地域障害者 就業・生活支援センター ひろば	047-0024	小樽市花園2-6-7 プラムビル3F	0134-31-3636
道南しょうがい者 就業・生活支援センター すてっぷ	041-0802	函館市石川町41-3	0138-34-7177
くしろ・ねむる障がい者 就業・生活支援センター ぶれん	085-0006	釧路市双葉町17-18	0154-65-6500
十勝障害者 就業・生活支援センター だいち	080-0016	帯広市西6条南6-3 ソネビル2F	0155-24-8989
空知しょうがい者 就業・生活支援センター ひびき	072-0821	美唄市東6条南1-5-1	0126-66-1077
オホーツク障がい者 就業・生活支援センター あおぞら	090-0040	北見市大通西2-1 まちきた大通ビル5F	0157-69-0088
石狩障がい者 就業・生活支援センター のいける	061-3282	石狩市花畔2条1-9-1 北ガスプラザ石狩2F	0133-76-6767
上川中南部障害者 就業・生活支援センター きたのまち	078-8391	旭川市宮前1条3-3-7 おびった1F	0166-38-1001
道北障害者 就業・生活支援センター いきぬき	096-0011	名寄市西1条南7丁目 角館商会ビル3F	01654-2-6168
胆振日高障がい者 就業・生活支援センター すて〜じ	052-0014	伊達市舟岡町334-9 あい・ぶらざ	0142-82-3930

所管 雇用安定等事業
厚生労働省 北海道労働局 職業安定部 職業対策課 TEL:011-709-2311(代)

生活支援等事業
北海道保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課 TEL:011-231-4111(代)

その他支援機関

名称	郵便番号	所在地	電話番号
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道障害者職業センター	001-0024	札幌市北区北24条西5-1-1 札幌サンプラザ5F	011-747-8231
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道障害者職業センター 旭川支所	070-0034	旭川市4条通8丁目右1号 ツジビル5F	0166-26-8231